

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
会長報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

平成 20年4月1日制定  
改正 平成21年4月1日  
改正 平成23年4月1日  
改正 平成25年4月1日  
改正 平成29年6月21日

(趣 旨)

第1条 この規程は、会長の報酬について並びに評議員、理事（常勤の役員を除く）、監事、部会・委員会委員及び評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給及び金額)

第2条 報酬は会長のみを支給し、月額30,000円とする。

(費用弁償)

第3条 評議員、理事、監事並びに「委員会委員及び評議員選任・解任委員会委員」（以下（委員会等委員という。）が評議員会、理事会及び委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び、日当3,000円の費用弁償を行うものとする。

2 月例正副会長会議等に出席した理事には、出席に要した運賃実費及び、日当1,300円の費用弁償を行うものとする。

3 監査委員が監査を実施したときは、出席に要した運賃実費及び、日当4,000円の費用弁償を行うものとする。

4 前項に規定する運賃実費は、1キロメートル当たり20円として換算する。

5 理事・監事・評議員及び委員会等委員が、その職務を遂行のために旅行したときは、第2項の規定を適用する。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

5 この規程の一部改正は、平成29年6月21日の定時評議員会終結の時から適用する。